

中核機関の設置及び運営方法について（広島市案）

1 設置目的

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。）に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができる地域共生社会の実現に向けて、成年後見制度（以下、「制度」という。）の利用が必要な人を発見し適切に必要な支援につなげる地域連携体制を構築し、制度の利用促進を図る。また、制度に基づく包括的な支援を行うため、広島市が中核機関を設置する。

2 運営方法

中核機関の運営は、以下の業務内容等を委託先が広島市と連携して行う。

(1) 業務内容

ア 広報活動

- ・制度全般に係るもの及び中核機関設置の広報を行うためのパンフレット及びホームページの作成を行う。
- ・制度の普及啓発や市民後見人の活動について広く周知及び理解を得るため、講演会・セミナー等を実施する。その際は、市民に身近なテーマに関連付けるなどして工夫をする。
- ・行政機関、地域包括支援センター及び障害者基幹相談支援センター並びに金融機関等に対して、制度利用について専門職等を活用した研修を行う。
- ・広報の手段や方法については、その都度広島市と協議の上、決定する。

イ 相談対応業務

① 一般相談

- ・電話及び窓口における制度利用等の相談において、聞き取り票等を活用し、内容を漏れなく聞き取り、内部で情報共有すること。また、必要に応じて地域の相談支援機関に情報提供する。
- ・相談内容によって、中核機関内で対応可能なものと判断した場合は相談マニュアル等により適宜対応する。
- ・必要に応じてアドバイザーの協力を得て、制度利用の必要性及び緊急性の判断を行う。

② 専門相談

- ・中核機関はアドバイザー（専門職団体等）とアドバイザリー契約を締結し、市民及び関係機関からの一般相談のうち、専門性の特に高い事案に対応させる。
- ・アドバイザーによる市民相談会をおおむね月に 1 回程度、申込みがあった場合に実施する。
- ・緊急案件や難易度の高い判断が求められる場合、中核機関に従事する職員は適宜アドバイザーに相談して対応する。

③ ケース検討会議へのアドバイザー派遣

- ・区厚生部などの地域の相談支援機関及び中核機関で受け付けた相談案件について、専門的助言を要すると判断した場合は、必要に応じてケース検討会議にアドバイザーを派遣する。

④ 申立支援業務

- ・相談をアセスメントすることにより制度の利用が適切と判断した場合は、申立支援として、必要に応じ関係機関の支援へ適切につなぐ。
- ・市長申立ての支援を見据えつつ、支援事務に市民後見人バンク登録者を活用する。
- ・親族又は本人による後見等開始の審判申立ての相談があった際には、申立書類の記載例等を用いて書類の書き方や内容確認等の支援に留め、速やかに広島家庭裁判所につなぐ。

ウ 市民後見人の育成業務（利用促進機能で既に事業実施しているもの）

- ・市民後見人養成研修を実施し、全課程修了者を市民後見人バンクへ登録する。
- ・バンク登録者への支援を行い、権利擁護に関する活動の場の提供をする。

エ 市民後見人への支援（後見人支援機能で既に検討しているもの）

広島市社会福祉協議会が実施している「かけはし」や「こうけん」と連携しながら、市民後見人に対し後見活動に関する助言・支援を行う。市民後見人への支援は、市民後見人からの相談を受け付けるだけでなく、定期的（おおむね3か月に一回）に市民後見人との面接の機会を設ける等して、市民後見人が後見活動を行うに際し孤立することのないよう体制を整えること。

(2) 協議会の設置

中核機関で行う業務の円滑かつ適正な運営の確保、本市における権利擁護支援体制の推進及び検討を行うために必要な事項を審議するため、協議会を設置し、次の事項を審議する。

なお、協議会は本市が開催し審議事項は委託先が企画する。

① 中核機関の運営に関すること

優先的に整備する機能（広報機能、相談機能）の拡充及び計画的に整備する機能（利用促進機能、後見人支援機能）の検討など

② 制度の普及・啓発に関すること

ターゲットの設定など

③ 権利擁護に関わる地域の関係者及び相談支援機関（地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センターなど）との相互連携、協力関係の構築に関すること

情報交換会及びグループワーク開催の企画など